

## 酒々井町農業委員会 1 月総会会議録

平成 30 年 1 月 5 日 (火)

分庁舎 2 階第 1 多目的室

午後 3 時 40 分から午後 5 時 5 分まで

- 局長 それでは定刻になりましたので、会長お願いいたします。
- 会長 明けましておめでとうございます。正月早々、講師を招いてのスタートですが、酒々井の農業者年金加入目標人数が 1 名ということですので、加入推進活動と加入できる方は検討をお願いします。ただいまから平成 30 年 1 月の農業委員会総会を開会いたします。
- 会長 なお、本日の総会は、議案 5 件、その他 4 件ですので、よろしくをお願いします。
- 局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。
- 議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8 名中、7 名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、5 番石橋義弘委員、6 番京増孝一委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。
- 議長 それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 1 及び 2 について、再設定ですので、一括して事務局より説明願います。
- 局長 第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 1 及び 2 について、説明させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。先ず整理番号 1 についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者も同じく、墨在住者です。設定場所は、墨及び尾上の農地 7 筆で、地目は畑及び田、面積は合計で 8,814 m<sup>2</sup>、利用計画は畑及び田です。賃借料は、畑が 23,685 円で、10a 当たり 7,197 円、田が 90,030 円で、10 a 当たり 16,301 円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 25 年 2 月 1 日から 5 年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は 5 年ということです。位置につきましては、2 ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の 3 ページをご覧ください。整理番号 2 についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者は、酒々井町に住所を有する法人です。設定場所は、墨の農地、地目は田、面積は 2,170 m<sup>2</sup>、利用計画は田です。

賃借料は、36,890 円で、10a 当たり 17,000 円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成 28 年 2 月 1 日から 1 年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は 1 年ということです。位置につきましては、4 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は整理番号 1 及び 2、いずれも高崎委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

高崎推進委員 どちらも再設定ですので問題ないと思います。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

木我委員 整理番号 2 の備考欄ですが、前回設定期間が平成 28 年 2 月 1 日から 1 年間だと今回の設定期間との間が空いてしまいます。平成 29 年 2 月 1 日から 1 年間ではないでしょうか。

高橋主任主事 はい、失礼しました。ご指摘の通り、平成 29 年 2 月 1 日からになります。お手数ですが、資料の訂正をお願いします。

議 長 他にありませんか。他にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、第 1 号議案 農用地利用集積計画の整理番号 1 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 1 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第 1 号議案 農用地利用集積計画の整理番号 2 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号

2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議長 次に、第2号議案から第4号議案につきましては、同一事業で関連しておりますので、一括して事務局より説明願います。

局長 第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請、第3号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願、及び第4号議案 農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。本案件は、農地転用の許可を受けた後、その許可の目的を達成することが困難となったときに許可の取り消し等の処分が困難又は不相当と認められる場合であって、転用事業者が転用計画の変更をしようとするときに行う手続きです。譲受人、譲渡人については、変更はありません。申請地ですが、上岩橋の畑、198㎡の内86.11㎡及び上岩橋の田、962㎡、面積が合計で1,018.11㎡でしたが、畑は198㎡の内92.31㎡、田は962㎡の内574.95㎡、面積が合計で667.26㎡となっております。転用目的ですが、デイサービス施設のまま変更ありません。工事期間ですが、着工が平成29年9月15日、完了が平成30年2月20日でしたが、着工平成29年9月15日、完了平成30年3月20日となっております。施設は現在建築中です。経費ですが、6,000万円から7,800万円となっております。理由ですが、田んぼ部分については、当初の事業計画では、建物建築予定地以外に菜園用地等を含めて開発区域としていた関係上、開発範囲が広く、雨水抑制計画の抑制量が多すぎたため、雨水貯留槽が2カ所に分かれてしまっていました。そこで、菜園用地を開発区域から外し、2カ所に分かれていた雨水貯留槽を1カ所に変更したいとのことです。また、畑部分については、防火水槽が地上設置型から現場施工型に変更する関係上、防火水槽の形状が変わるため、面積を変更したいとのことです。変更点の詳細につきましては、8ページ、9ページの土地利用計画図をご覧ください。備考ですが、当初の許可は、平成29年9月12日付け、千葉県印農指令第1159号-127で千葉県知事からなされたものです。なお、本申請にあたり、県による指導の下、農地法で規定されている事項が記載され、必要書類が添付されております。続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。許可の取り消しを受けようとする土地については、上岩橋の畑、198㎡の内86.11の内2.70㎡及び上岩橋の田、962㎡の内380.07㎡です。取り消し箇所の詳細につきましては、11ページの求積図斜線部分をご覧ください。なお、取り消し地の利用状況及び今後の土地利用計画は、現在も農地として利用しているので、引き続き農地として利用するとのことです。続きまして、第4号議案 農地法第5条許可申

請について説明させていただきます。資料の 12 ページをご覧ください。本計画は、防火水槽が、地上設置型から現場施工型に変更する関係上、防火水槽の形状が変わるため、それに伴い増えた北側の農地について、許可を得ようとするものです。申請地は、上岩橋の農地で、地目は畑、面積は 8.90 m<sup>2</sup>です。その他、申請書類に不備はなく、特段問題はないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、綿貫委員及び京増委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

綿貫委員 特にありません。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

小坂委員 第 2 号議案ですが、当初計画の申請地合計面積が 1,018.11 m<sup>2</sup>とありますが、計算すると 1,048.11 になります。1,048.11 の間違いではないでしょうか。

高橋主任主事 1,048.11 m<sup>2</sup>の誤りです。資料の訂正をお願いします。

小坂委員 あと、変更後の計画で、1377 番 3 が 198 m<sup>2</sup>の内 92.31 m<sup>2</sup>となっています。

高橋主任主事 そちらにつきましては、資料 12 ページにありますとおり、拡大する北側部分の農地が 8.90 m<sup>2</sup>、それに対して取り消しする東側部分が、10 ページにありますとおり 2.70 m<sup>2</sup>になりまして、差分の 6.2 m<sup>2</sup>が当初の計画 86.11 から増加しますので、92.31 m<sup>2</sup>で間違いありません。

議 長 他にありませんか。なお、疑問点等がございましたら、申請代理人も同一ですのでその際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後 10 分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

#### <現地確認>

議 長 それでは休憩をとくまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第 5 条変更承認及び取消願、許可申請について、申請代理人

を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。〇〇〇〇株式会社の〇〇と申します。よろしくお願いします。

議 長 今、提出されました農地法5条関連の申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請代理人 前回の農地法第5条許可申請の時と大きく変更したいと思っている点は2点ありますので、説明させていただきます。まず、〇〇〇〇-〇についてですが、そちらに既製品の防火水槽を持ってきて置く計画でした。ところが、既製品を発注したところ、工場生産でやるにしても5か月位期間がかかるということで、それならば現場施工で防火水槽を作ろうということになりました。それによって形状が変更し、求積図のとおり、面積に増加と減少があります。〇〇〇〇-〇については、8.90㎡の増加、2.70㎡の減少で差し引き6.2㎡の増加となっております。続きまして、〇〇〇〇番についてですが、もともと建物の無いところを菜園用地としていましたが、もともと菜園をやっていたりして建物を建てた後も同じように利用するという事で、開発区域からその部分を外したいと考えています。雨水貯留槽による雨水の抑制量が少なくなるという事で、そちらの部分の面積を外したいと考えています。面積は、求積表にありますとおりの380.07㎡となりますが、その分が減ることによって、雨水貯留槽を2つから1つにまとめて、それに伴い排水ルートも変更したいと思えます。真ん中に通っていた水路の方に最終の排水計画をしていましたが、敷地南西側の排水路本管の方に流すようになります。以上が大きな変更点となります。変更に伴う防除対策についてですが、外周部の土留めに関して、南西側の排水路部分については高低差が大きい為、コンクリートブロック積みによる土留めは変わりませんが、それ以外の部分はコンクリートブロック1段積みではなく、マウンドアップの方式をとらせて頂きたいと思えます。周りが〇〇さんの所有の土地で、土砂が流れない様に対策を取りたいと考えています。以上です。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、初めに第2号議案 農地法5条の規定による許可後の計画変更承認申請について採決を行います。承認相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法5条の規定による許可後の計画変更承認申請につきましては、承認相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、第3号議案 農地法5条の規定による許可処分の取消願について採決を行います。取消相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法5条の規定による許可処分の取消願につきましては、取消相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、第4号議案 農地法5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法5条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、第5号議案 農地に関する情報の提供についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局 長 第5号議案 農地に関する情報（賃借料情報）の提供について説明させて

いただきます。資料の 20 ページをご覧ください。これは、農地法第 5 1 条の規定に基づきまして、農業委員会は、農業委員会ネットワーク機構から農地に関する情報の提供を求められたときは、機構に対し、当該情報の提供を行わなければならないませんが、これに併せて農地の実勢賃借料の平均値、最高・最低値を公表しようとするものでございます。公表する賃借料につきましては、通常 1 年間に締結された農用地利用集積計画等による賃借料を用いることとされておりますことから、平成 2 9 年中に公告された農用地利用集積計画による賃借料及び農地法第 3 条による賃借料を基に作成いたしました。なお、米による賃借料の支払いの場合は、成田市農協の買い取り価格を勘案し、1 俵当たり 1 3, 5 0 0 円に換算し算定いたしました。また、周知方法といたしましては、町掲示板への告示及びホームページ、農業委員会だよりへの掲載を予定しております。平成 2 9 年分酒々井町賃借料情報でございますが、田の部の平均額は 16, 301 円で前年より 1, 256 円高くなりました。最高額は 27, 000 円で 4, 605 円高くなり、最低額は 9, 464 円で 753 円高くなりました。データ数は 20 件でした。畑の部でございますが、平均額は 7, 197 円で前年より 803 円安くなりました。最高額は 8, 000 円で前年と同額、最低額は 5, 033 円で前年より 2, 967 円安くなりました。データ数は 4 件でした。次ページに公表しようとする案を作成いたしましたので、ご検討くださいますようお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第 5 号議案 農地に関する情報の提供について、事務局案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 挙手全員でございますので、案をとりまして、周知することとします。

議 長 次に、その他の (1) 平成 2 9 年農地法等許可届出実績について、事務局より報告をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、次に、その他の(2)農地の利用状況調査結果について事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局からの説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、次に、その他の(3)農業者年金加入推進について事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局からの説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、次に、その他の(4)について事務局から何かありましたらお願いします。

高橋主任主事 食料・農業・環境を考えるセミナーについて説明。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 7日の水曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、7日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、7日の水曜日で決定させていただき



ます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。